

議案第 82 号

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	住民基本台帳法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000円	を
「	住民基本台帳法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000円	に
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	500円	
			」

改める。

第2条 所沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200円	を
	住民基本台帳カードの交付	500円	
「	住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200円	に、
「	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	500円	を
「	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	500円	に
	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	800円	
			」

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、

平成28年1月1日から施行する。